

市町村基幹業務支援システムの標準準拠システムへの移行に係る情報提供依頼に関する質疑応答

連番	資料（該当ページ・行）	項目	質問内容	回答内容
1	市町村基幹業務支援システムの標準準拠システムへの移行に係る情報提供依頼 (P7・8行目)	7 資料の提出方法等 (1) 提案の単位	複数の事業者が共同で情報提供依頼書の提出をする場合に、別紙5「情報提供依頼（RFI）提出書」については、共同で提出を行う事業者分の提出が必要になるか。	その様に御理解願います。なお、提出については、 ・情報提供依頼（RFI）提出書を事業者毎に作成する（複数枚の情報提供依頼（RFI）提出書で提出する）。 ・所在地「商号又は名称」「代表者職・氏名」の欄に複数の事業者が連名で記載の上、1枚の情報提供依頼（RFI）提出書で提出する。 のいずれの方法でも構わないものとします。
2	市町村基幹業務支援システムの標準準拠システムへの移行に係る情報提供依頼 (P7・8行目)	7 資料の提出方法等 (1) 提案の単位	複数の事業者が共同で、情報提供依頼回答書の提出を行なう場合、「京都府自治体情報化推進協議会 市町村基幹業務支援システムの標準準拠システムへの移行に係る情報提供依頼（RFI）提出書」については連名で記載することによいか。もしくは代表の事業者が記載することによいか。	複数の事業者が1枚の情報提供依頼（RFI）提出書で、共同提出を行う場合は、連名で提出することとしてください。
3	別紙4「市町村基幹業務支援システムに係る情報提供依頼回答書」	全般	各項目について可能な限り記載するが、記載する内容や条件などを補足したい場合、表の右側などに記載する事で構わないか。	その認識で差し支えございません。また、分量的に回答票に記載が難しい場合等については、回答票には「〇〇については別紙のとおり」とのみ記載し、別紙に情報提供事項を記載いただく形でも結構です。
4	別紙4「市町村基幹業務支援システムに係る情報提供依頼回答書」	項目8 標準準拠システムの提供時期	「④構築可能時期」については、システム稼働するための構築ではなく、環境構築が開始できる日と解釈して良いか。	各団体がいつから該当のクラウド環境上で、移行に向けたシステムの構築作業を開始することができるかを確認したいというのが、設問の意図となりますので、その目安の時期を「構築可能時期」として記載してください。
5	別紙4「市町村基幹業務支援システムに係る情報提供依頼回答書」	項目8 標準準拠システムの提供時期	「⑤移行可能時期」については、データ移行が開始できる時期で良いか。	「移行」については、システムの移行（＝システムの切替）を想定していますので、その目安の時期を「移行可能時期」として記載してください。

市町村基幹業務支援システムの標準準拠システムへの移行に係る情報提供依頼に関する質疑応答

連番	資料（該当ページ・行）	項目	質問内容	回答内容
6	別紙4「市町村基幹業務支援システムに係る情報提供依頼回答書」	項目9 標準準拠システムの提供に係る概要費用 項目19 システムの提供に係る概要費用	イニシャルコスト・ランニングコストについて、情報提供依頼をいただいているが、項目によっては現時点で提示ができないものがある。回答ができるものだけの情報提供となっても良いか。	情報提供依頼の期日までに、金額の提示が難しい場合、やむを得ませんが、後日、追加で情報提供者に改めて個別に未提示の部分に係る情報提供依頼を行う場合がございますので、その旨御了承ください。
7	市町村基幹業務支援システムの標準準拠システムへの移行に係る情報提供依頼	項目9 標準準拠システムの提供に係る概要費用	イニシャルコスト（開発費用・データ移行費用・初期設定費用）、ランニングコスト（システム利用料・運用保守料・ガバメントクラウド利用料・ガバメントクラウド接続に係る回線料）の各項目ごとに、概算費用を記載する事について可能な限り記載できるよう積算するが、記載する額の内容や条件などを補足したい場合、表の右側などに記載する事で良いか。	その認識で差し支えございません。また、分量的に回答票に記載が難しい場合等については、回答票には「〇〇については別紙のとおり」とのみ記載し、別紙に情報提供事項を記載いただく形でも結構です。